

2023年11月29日

クラブ会員各位

プールおよびスパゾーンのご利用中止について(第4報)

平素より当スポーツクラブならびに各スクールをご利用いただき誠にありがとうございます。

標記の件、11月24日(金)に発生しましたプールろ過機設備の不具合の為、プールおよびスパゾーンのご利用を中止させていただいておりますが、その後の専門業者からの調査結果を受け、ろ過機本体の更新工事を実施することといたしました。正式な利用再開時期は現在確認中ではありますが、12月中も利用中止を継続させていただきます。ご利用の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけし申し訳ございません。

また、利用中止期間中、以下の対象プールをご利用された場合、その利用料を当クラブにて負担させていただく旨は既にホームページにてご案内の通りですが、新たに利用中止期間中の特別休会制度も設けさせていただきます。

以下ご確認の程よろしく願いいたします。

今後の営業再開につきましては、随時ホームページ、およびEメール等でご案内させていただきます。ご不明な点がございましたら、お手数ではございますが1Fフロントまでお問い合わせください。

1) 特別休会制度

お申込み期限：2023/12/8(金)まで

- ・2023/11/24(金)～12/28(木)の休会ご希望の方で、2024年1月から利用を再開する方が対象となります。(当期間の会費はいただきません)
- ・フロントもしくはお電話にてお申込みください。2024年1月からの利用再開については自動復会となります。
- ・本制度にかかる休会費は発生いたしません。また、手続きの都合上、既に11/27引落とし済みの12月度の月会費は、1月度の月会費(12/26引落)へ充当させていただきます。よって12/26の引落しはございません。11/24(金)～11/30(木)の日割り分の月会費は2月度の月会費に充当させていただきます。

2) 特別休会制度を利用されない場合

引き続き、以下の対象プールをご利用された場合、その利用料を当クラブにて負担させていただきます。

対象プール：①SUBARUスポーツセンター(三鷹市)

②武蔵野の森総合スポーツプラザ(調布市)

③武蔵野温水プール(武蔵野市)

精算方法：上記プールご利用の領収書を1Fフロントにご提出ください。

※領収書の宛名には個人名を明記ください。

※ご利用中止期間中、お一人様1日1回までの利用分とさせていただきます。

※レシートや利用券の提出、また、上記以外のプールを利用した場合の精算はいたしかねます。

※プール利用料以外(駐車場代、レンタル代等)は対象外となります。

※領収書は利用再開後にまとめてご提出ください。後日口座にてご返金させていただきます。

※11月末退会の受付期限を12月8日(金)まで延長させていただきます。